南砺市空き家利活用事業費補助金

中古住宅を購入された方や、相続によって取得された空き家を改修された方に補助金を交付いたします。

●奨励金の対象、金額、加算

種別	中古住宅 購入補助金	相続空き家 リフォーム補助金
対象	中古住宅を購入された方	相続により取得した空き家に居住するために改修工事を行った方
補助率①	1/5	1/2
基本額(上限額)②	60 万円	150 万円
加算要件	南砺市Uターン加算 20 万円	市内業者利用加算 10 万円
	指定山間過疎地域 (基本額が 1.5 倍もしくは 2 倍)	

●加算の定義

・南 砺 Ｕターン…義務教育終了時点で通算５年間南砺市に住んでおり、その後市外への転出を経て南砺市に再度転入した方が申請者であること(中古住宅購入補助金)

・指定山間過疎地域…南砺市山間過疎地域振興条例第２条第１号に該当する地域で住宅を購入すること(中古住宅購入補助金)

・市 内 業 者 利 用…市内に事業所がある建築会社と契約し、新築工事やリフォームをすること(相続空き家リフォーム補助金)

●申請書類

対象者	書類		備考
全員	□ 申請書	原本	市役所窓口、ホームページで入手可
	□ 世帯全員の住民票の写し	原本	マイナンバー以外全て記載があるもの
	□ 住宅の位置図		付近の見取図
	□ 売買・改修工事契約書の写し		契約日、契約者、金額、署名押印がわかるもの
	□ 市税完納証明書、市区町村税納税証明書または非課税証明書	原本	1 月 1 日現在で住所がある市町村窓口で発行(高校生以上が提出対象)
	□ 領収書または工事代金清算証明書		売買・改修工事代金の内訳がわかるもの
	□ 誓約書	原本	
中古住宅購入	□ 土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)	原本 ※	近辺の発行場所:富山地方法務局砺波支局(砺波市苗加 353 番地 2)
	□ 住宅の外観写真		

相続空き家 リフォーム	□ 被相続人が含まれる戸籍の附票の写し	原本	当該住宅が被相続人の居宅であったことがわかるもの
	□ 戸籍謄本又は除籍謄本		申請者と被相続人との続柄がわかるもの
	□ 住宅改修等の内容が分かる図面		
	□ 建物の登記事項証明書 （全部事項証明書）	原本 ※	富山地方法務局 砺波支局 住所:砺波市苗加 353 番地 2
	□ 住宅改修等の明細書		見積書など
	□ 住宅改修等の着工前後の写真		
加算要件 （Uターン）	□ 戸籍の附票	原本	義務教育終了時点で通算5年間南砺市に住んでいたことが分かるもの ※通常の申請で必要な「戸籍の附票の写し」とは別に、Uターン対象者(申請者)個人のUターン加算の定義に当てはまる住所履歴のわかる附票を取得ください

※登記事項証明書は法務局の発行する、発行日付や登記官名の記載されたものであること

●申請の要件

・世帯全員の市税の滞納が無いこと

・過去にこの補助金の交付を受けていないもの

・取得した中古住宅または相続空き家の所在地に住所を定め、市の住民基本台帳に記録されていること

●住宅の要件

中古住宅購入補助金

・住宅の床面積が50㎡以上　かつ　登記の地目が「宅地」であるもの

・補助対象者は、中古住宅を取得し、かつ当該住宅および土地の登記名義人であること

相続空き家リフォーム補助金

・改修等に係る費用が50万円以上のもので、別表1に定める工事

・補助対象者は、相続空き家のリフォーム工事をした者で、当該相続空き家の登記名義人またはその子であり、当該住宅に住所を定めた日から起算して前後1年位内に、自らを契約者として当該工事の契約を締結した者であること

●補助金の返還（以下に該当する場合、奨励金を返還してもらうことがあります。）

・虚偽の申請などの不正な手段により支給を受けた場合

・転売等居住以外の目的で取得した住宅において支給を受けた場合

・誓約書にある期間内に転出、転居もしくは住宅の売買、賃貸をした場合

・誓約書にある期間内に世帯員が市税を滞納した場合

●リフォームの対象工事

別表1（第3条関係）

相続空き家リフォーム補助金対象工事	条件
居住宅の屋根や外装の改修	外構工事は除く
室内の改装又は間取りの変更	
住宅の床フローリングの張替え又は畳の取替え	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備又は電気・ガス設備工事	設置、交換する部屋の内装工事（壁、柱、床など主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象とする。
浴室、便所、台所等水まわりの改修工事	
給湯設備の設置又は交換	給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り、対象とする。
室内建具、サッシ又は玄関戸の取替え	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	
断熱改修工事	
手すり設置、段差解消等の住宅内バリアフリー化工事	

●以下の方は交付の対象外です。

・賃貸している、または賃貸する予定の住宅の取得又は改修等

・公共事業の施行に伴う補償費の対象となる住宅の取得又は改修等

・災害等による保険給付金の対象となる住宅の取得又は改修等

・申請者及び申請者の親族に属する者が自ら施工する住宅改修等

（親族に属する者が代表となる法人事業者が施工するものも含む。）

●「指定山間過疎地域」加算の内訳

南砺市山間過疎地域振興条例に定める地域			
加算2倍地域	平地域	全地区	
	上平地域	全地区	
	利賀地域	全地区	
加算1.5倍地域	井口地域	大野	
	井波地域	院瀬見	
	城端地域	南山田	南原、上原
		大鋸屋	瀬戸、盛新、中尾、大谷島、大鋸屋、打尾、林道
		蓑谷	蓑谷、細野、西明、東西原
	福光地域	南蟹谷	砂子谷、人母、高窪、土山、能美、小又、湯谷、蔵原
		西太美	才川七１区～4区、、広谷、 糸谷新、香城寺、野地、小院瀬見、小二又
		太美山	太美、吉見、綱掛、立野脇、樋瀬戸、 七曲、嫁兼、道場原
		東太美	土生新立野新

●その他注意事項

・「契約書の署名者」「登記事項証明書に記載される建物所有者」「本補助金の申請者」は原則として同一人物である必要があります。

※連名での契約・登記の場合、連名の内どなたが申請者になっていただいても構いません。

・「店舗兼住宅」の場合の申請について、「土地の登記地目が宅地で、図面等で居住部分と店舗部分が明確に分かれていることが確認できる」のであれば、居住部分のみを対象に補助金を交付します。

・不動産バンクに登録された中古住宅を購入された場合、「空き家利活用補助金(中古住宅購入)」と「不動産バンク活用促進補助金(購入住宅改修)」の併用が可能です。一方、「結婚新生活支援事業補助金(賃借、引越、リフォームへの補助)」との併用はいずれの場合でも不可ですのでご注意ください。

●申請の流れ

①【申請者】
南砺市空き家利活用事業費補助金申請書と添付書類を都市整備課に提出してください。

↓

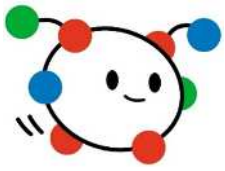
②【南砺市】
交付決定通知書と南砺市空き家利活用事業費補助金請求書を申請者に送付します。

↓

③【申請者】
南砺市空き家利活用事業費補助金請求書と添付書類を都市整備課に提出してください。

↓

④【南砺市】
指定の口座へ補助金を振り込みます。



【問い合わせ先】
南砺市荒木 1550 番地　南砺市役所 2 階
ふるさと整備部　都市整備課
TEL:0763-23-2060